

国民生活審議会
消費者政策部会
第2回議事録

内閣府 国民生活局 消費者企画課

国民生活審議会第2回消費者政策部会 議事次第

日 時：平成17年12月16日（金） 14:00～16:20

場 所：中央合同庁舎4号館共用第1特別会議室

1. 開 会

2. 消費者基本計画の検証・評価・監視について

3. 消費者団体訴訟制度導入のための法案骨子について

4. 閉 会

第 20 次国民生活審議会消費者政策部会委員

(敬称略、50 音順)

部会長	松 本 恒 雄	一橋大学大学院法学研究科教授
委 員	東 珠 実	椋山女学園大学現代マネジメント学部教授
	大河内 美 保	主婦連合会副会長
	大 村 敦 志	東京大学法学部教授
	大 村 多 聞	三菱商事株式会社理事
	品 川 尚 志	日本生活協同組合連合会専務理事
	芝 原 純	社団法人消費者関連専門家会議理事長
	岳 野 尚 代	東京都生活文化局消費生活部長
	田 村 次 朗	慶応義塾大学法学部教授
	津 武 欣 也	毎日新聞社編集委員
	長 田 三 紀	東京都地域婦人団体連盟事務局次長
	糠 谷 真 平	独立行政法人国民生活センター理事長
	野 村 修 也	中央大学法科大学院教授
	早 川 祥 子	日本ハム株式会社社外取締役
	原 早 苗	埼玉大学経済学部非常勤講師、金融オンブズ ネットコーディネーター
	三 木 浩 一	慶応義塾大学大学院法務研究科・法学部教授
	御 船 美智子	お茶の水女子大学生生活科学部教授
	山 口 広	弁護士
	山 本 豊	京都大学大学院法学研究科教授
	渡 邊 和 夫	日本食品関連産業労働組合総連合会会長

以上 20 名

第20次国民生活審議会第2回消費者政策部会出席者

(敬称略、50音順)

部会長	松本恒雄	一橋大学大学院法学研究科教授
委員	東珠実	椙山女学園大学現代マネジメント学部教授
	大村敦志	東京大学法学部教授
	大村多聞	三菱商事株式会社理事
	品川尚志	日本生活協同組合連合会専務理事
	芝原純	社団法人消費者関連専門家会議理事長
	岳野尚代	東京都生活文化局消費生活部長
	長田三紀	東京都地域婦人団体連盟事務局次長
	糠谷真平	独立行政法人国民生活センター理事長
	早川祥子	日本ハム株式会社社外取締役
	三木浩一	慶応義塾大学大学院法務研究科・法学部教授
	御船美智子	お茶の水女子大学生生活科学部教授
	山口広	弁護士
	山本豊	京都大学大学院法学研究科教授
	渡邊和夫	日本食品関連産業労働組合総連合会会長

以上 15 名

事務局 田口国民生活局長、堀田審議官、中村審議官、後藤総務課長、
服部消費者企画課長、鈴木消費者団体訴訟制度検討室長、
藤崎国際室長

○松本部会長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから「国民生活審議会第2回消費者政策部会」を開催いたします。

本日は、お忙しい中をお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日、15名の委員の皆様の御出席を予定しております。

まず最初に、本日の議題1の消費者基本計画の検証・評価・監視について事務局より説明をお願いいたします。

○服部消費者企画課長 資料1に基づきまして御説明をさせていただきます。「消費者基本計画の検証・評価・監視についての当部会の考え方(案)」でございます。

前回御議論いただきましたことを踏まえまして修正をさせていただきます。修正部分を中心に御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、前文の第2パラグラフでございますが、検証・評価・監視についての国民生活審議会の基本的な役割を記述したものでございます。内容は前回と同じでございますが、この記述の趣旨に鑑み前文の中に位置づけさせていただいております。

次に「1. 対象」でございますが、これは前回と同じでございますが、消費者政策の重点、実効性確保のための事項、具体的施策を対象とするとしております。

次に「2. 内容」でございます。「(1) 既存の具体的施策、実効性確保のためにとられた施策」。後者につきましては、前回「事項」ということで御提示させていただいたと思っておりますが、「施策」ということで横並びを取っております。

次に「(2) 新たな具体的施策の追加」でございます。新たな具体的施策の追加に際しての視点といたしまして、「消費者政策の基本的方向や重点の内容に基づきつつ」ということで、この文章を挿入させていただいております。

また、※でございますが、新たに追加する具体的施策の様式を別添3という形で添付をさせていただきます。

次のページでございます。

「3. 消費者政策部会の役割」でございます。①で検証・評価・監視の重点施策について述べさせていただいておりますが、アのところで対象の要件といたしまして「平成17年度以降継続的に実施するとしているもの」を追加させていただいております。

またイの部分でございますが「新たな消費者問題への対応としてとられた施策」ということを明確にしております。

②でございますが、新たな具体的施策について意見を述べていただくことに関して、消費者政策の重点となるものに関して意見を述べていただくこととさせていただきます。

次に「(2) 審議の体制」でございます。ワーキンググループを2つ設けるということでございます。分担をここで書かせていただいておりますが、この分担につきましては、現在の消費者基本計画の9つの重点を2つに分けております。

第1WGでは、リコール制度、リスクコミュニケーション、トレーサビリティ・システム、また消費者教育、環境といったものを分担の中に入れております。

第2WGにつきましては、取引ルールづくり、消費者団体訴訟制度の導入、消費者からの苦情相談の活用、緊要な消費者トラブルへの対応というものでございます。

詳細は別添6という形で付けさせていただいております。

次に3ページでございます。

各ワーキンググループの行うことですが、検証・評価・監視の重点施策、重点となる新たな具体的施策について御審議をいただきます。

「②消費者政策部会」でございますが、消費者政策部会では、各ワーキンググループでの審議の結果を踏まえ、全体の意見のとりまとめを行うとさせていただいております。

今回「(3)スケジュール」を明記させていただいております。

「① 来年4月～5月にかけて各WGを3回程度開催する」。

「② 各WGにおいては、担当省庁よりヒアリングを行う」。

「③ 各WGは、審議の結果を取りまとめ、6月を目途に消費者政策部会に報告する」というスケジュールを御提示させていただいております。

別添1でございますが、これは前回の資料と同じでございますので省略させていただきます。

別添の2でございます。これも内容は前回と同じでございます。「検証・評価・監視の様式」ということで、既存の具体的施策等に関するものでございます。

別添の3でございます。「新たに追加する具体的施策の様式」というものを今回添付させていただいております。現在の消費者基本計画の中で、個々の施策につきまして、いわゆる短冊という形で御提示させていただいておりますが、この形式になっております。

次に別添の4でございます。「重点施策に関する検証・評価・監視の様式」ということでございまして、前回の資料と同じでございます。

次に別添の5でございます。「新たに追加する具体的施策の様式」でございます。一番上の段の「1 事務局から提出の具体的施策」でございますが、消費者政策部会の御意見を賜りたいということで、右側に意見欄を設けております。

下の段でございますが、事務局から提出以外の消費者政策部会の討議に基づく具体的施策というものにつきましては、同じような項目と、それから消費者政策部会の追加に当たっての考え方というものを御提示いただければと考えております。

次に別添6でございます。「『第1WG』の審議対象(案)」でございますが、5つの重点、合計16の具体的施策を列記させていただいております。リコール制度の強化・拡充、自動車、消費生活用製品に関するもの、リスクコミュニケーションへの消費者の参加促進。

次のページでございますが、トレーサビリティ・システムの普及促進ということでございます。

④でございますが、消費者教育の推進、初めの段と2番目の段は、推進体制に関すること。最後の段は教材等の作成配布に関することでございます。

3ページの⑤でございますが、環境に関連したこと、集中的なキャンペーン、普及啓発

広報活動、3Rに関すること等々でございます。

次に「『第2WG』の審議の対象(案)」、分野横断的・包括的な視点に立った取引ルールづくり、景品表示法の厳正な運用、特定商取引法の厳正な運用等々でございます。

次に5ページでございますが「②消費者団体訴訟制度の導入」「③消費者からの苦情相談の活用」「④緊要な消費者トラブルへの対応」。これは11ページでございますが、ITに関すること、架空請求・不当請求に関すること等々でございます。6ページまで明記させていただいております。

御説明は以上でございます。

○松本部長 ありがとうございます。なお、山口委員及び本日御欠席の原委員からそれぞれ文書提出の申出がありましたので、皆様のお手元に配布させていただいております。山口委員からの提出資料が資料2と付けられておまして、原委員からのものにつきましては、資料番号が付いておりませんが、御意見ということで1枚御提出されております。

それでは、ただいまの資料1についての事務局からの説明につきまして、どうぞ御質問、御意見がございましたらお出してください。

御船委員どうぞ。

○御船委員 大体の内容及び分担をして効果的に進めるということは理解いたしました。

1点ちょっとお伺いしたい、あるいは意見になるかもしれませんが、今日、スケジュールをお示しいただいております。4月、5月にかけてワーキンググループを開催して、その際に担当省庁よりヒアリングを行うというわけですけれども、いろいろヒアリングをするときにはヒアリングをさせていただく方に準備が必要で、ただ、多分3月31日締め切り当たりで各省庁からのものが出てくると。

そうしますと、ワーキンググループを開催するときに、前もってその内容を御連絡いただけるようなシステムを是非お願いしたい。1日でも2日でも結構ですので、事前にあると大体こういうことをお伺いしようというのがわかりますので、ここに来て急にということだと頭が回リませんので、是非そういう仕組みを入れていただきたいと、これはお願いというか、意見です。

以上です。

○松本部長 ほかに、御質問、御意見をどうぞ。

長田委員どうぞ。

○長田委員 今回こういうスケジュールで監視していくというところまではわかったんですけども、これは行政の仕組み上しようがないことだと思いますけれども、ここで4月から5月にかけて検討して、そして新しい基本計画がその後できる。その時点では、既に予算措置が行われて、いろんな施策が進んでいるわけです。そこの関係が、その次の予算のところにはそれが活かされていくということにはなっていくと思いますけれども、何となくタイミングが少しずれる感じがしますので、部会そのものの、ほかのスケジュール上で討議している部会のときにでも途中で、また一度基本計画について考える機会をいただ

くことができないのかなど。そうすると、具体的に次の予算に関わるような大きな施策についての意見を述べる機会がもらえるといいなと思います。

○松本部会長 どうぞ。

○堀田審議官 ちょっと今の関連になると思うんですけども、大体4月からまさにヒアリングをやるというのは、次年度の予算要求が、大体役所の場合ですと、8月末に各省のそれぞれの案を財務省に提出するという期限になっていますので、例えば10月ごろ審議してもちょっと遅くなってしまいますので、その点、ちょっと申し上げたいと思います。

○松本部会長 岳野委員どうぞ。

○岳野委員 今回から加わらせていただきました東京都の消費生活行政をやっております岳野と申します。

ワーキンググループが第1と第2に分かれてしまうようで、私どもはどちらに命ぜられるかわからないんですけども、別添の6の第1WGの2枚目を見ていただきたいんですが、実際こちらになりましたら御意見をと思っていたんですけども、わからないということで、④の学校や社会教育施設における消費者教育の推進というところに3施策ございますけれども、この中の特に2つ目、消費生活センターと教育委員会との連絡等々のお話でございますけれども、自治体に身を置く立場として一言だけ申し上げたいと思うんですけども、こういうものについては、私どもでいいますと、東京都の教育委員会、区市町の教育委員会と、どれらかと言え、消費生活部門は積極的にやりたいという思いが強うございます。

ただ、私も教育委員会で課長とかをしていた経験があるのでよくわかるんですけども、教育委員会さんの方は、やはりカリキュラムをこなすとか、教育課程を消化するということがかなり大変でございまして、やりたくても私どもとの連絡会を設置するような時間とか、申し出になかなか応じていただけないという状況がございます。

その中では、文部科学省さんの方が、あちらはかなり上からの指示にきちんと従う官庁でございますので、かなり積極的にいろいろ御指導や御鞭撻いただければ、各自治体、地方の教育委員会もすべて一斉に動くような仕組みなり組織がございますので、そこら辺、ヒアリングのときには特にこの中で頑張ってお意見をいただけると、地方が変われば国全体が変わるということでございますので、どうか、御協力のほどをお願いしたいと思えます。ありがとうございました。

○松本部会長 東委員どうぞ。

○東委員 失礼いたします。今日、原委員からの意見というところにも同じものがございますが、今回のワーキンググループを第1と第2に分けたということにつきまして、私も原委員の1点目に書かれている点が少し気になっておりました。

つまり、内容的に重なるといいますよりも、両方連携させて考えた方がいいような内容が、それぞれのワーキンググループに分かれてしまうことによって、そこでそれぞれで審議された内容を反映し合うような仕組みがあった方がいいのではないかと思いましたが、

その点について御質問させていただきます。

以上です。

○松本部会長 事務局からどうぞ。

○服部消費者企画課長 2つに分けさせていただいている背景というか、それにつきましては部会の何名かの委員からも集中的に議論していくのが重要ではないかということをございまして、人数的にも2つに分けさせていただくということで効果があるのかなということもございます。

今、おっしゃられた点、実際に審議を進めていく中で、そういう必要性というものが出てきた場合、部会長とも御相談しながら、どういう方法になるのかというのは、いろいろあるかと思うんですけども、関連するような事項が出てくれば何らかの意思疎通ができるようなことも工夫していければいいのかなと思っています。

ただ、何分、今回初めての検証・評価・監視でございますので、柔軟性を持っていくということで、今回進めていただければ、ありがたいなと思っております。

○松本部会長 最終的には、この部会でそれぞれのワーキングの御議論等を紹介していただいて、部会の意見として1つにまとめるということになりますから、その点、重なって違った結論になるということにはならないと思いますので、御安心いただきたいと思いません。

どうぞ。

○東委員 その件で、できてしまったものを付け合わせて、うまくまとめるというよりも、途中のプロセスでもう一方のワーキングに反映させた方がいい内容というものが途中で出てくる可能性が非常にあると思うんです。

ところが、それがある程度まとまってから相互を見るとということになりますと、途中の段階ではそこを入れ込んで反映できるような種類のものが、最後にできた形ではなかなか入れ込みにくいというようなこともあるかと思いましたので、プロセスの段階でということをお願いしたかったわけです。

御回答については、先ほどいただいたとおりで結構かと思えます。よろしく願いいたします。

○松本部会長 今の検証の途中で出てきたような問題、特に別のワーキングの方でもこの点について配慮して評価・検証をしていただきたいというような事柄については、それぞれのワーキンググループの委員の方の間で適宜連携していただくということ等で、うまく調整していきたいと思えます。

長田委員どうぞ。

○長田委員 原委員から出ている4つの意見なんですけれども、そのうち、できればどうお考えなのか聞かせていただいた方が、こちらとしても参考になるかなと思いますが、検証・評価の公表・周知の方法とか、それから政策評価との連携のこと、公表・周知の話は前回に出ていたかどうか記憶にないんですが、政策評価の話と一般の意見を聞くというの

は前回も出ていて、余り前向きではないようなお話もあったような気がしたんですけれども、その辺はやはり無理なのかどうかということ。

それから、各省庁や総務省がやっていらっしゃる政策評価との関係をどうするのかということ。それから、公表・周知の方法について、ちょっと御意見をお聞かせいただければと思います。

○服部消費者企画課長 このペーパーの2のところ「一般消費者の意見を聞く機会を設ける」とあります。前回も御質問をいただきましたが、この部会の審議状況につきましては、資料も含めて公開ということでございまして、検証・評価・監視の御審議というものも当然そのように考えております。

こうした審議の過程におきまして、国民の皆様方から寄せられた御意見につきましては、検証・評価・監視に際しての参考とさせていただきたいと考えております。このワーキンググループにおかれましても、参考にさせていただけることがあるのではないかと考えております。

それから、消費者団体との意見交換の場でございますが、私ども随時意見の交換というものは実施させていただいております。そうした機会をうまく活用して適宜意見交換というものを実施させていただこうと考えております。

それから、検証結果の公表・周知でございますが、ここの御指摘にもございますように、ホームページへの掲載とかということでございますが、やはり皆さんに知っていただくことが必要であるということ。

この部会におきましても、消費者基本計画そのものについてももう少し周知を進めていくということも、我々も今まで最大限の努力してきたわけでございますが、そうした御指摘もございましたので、検証・評価にとどまらず、基本計画というものについても併せて皆様方に御理解いただくような、そういう姿勢で進めていきたいと考えております。

それから、各政策評価との連携、これは前回御質問がございまして、各省庁での政策評価、これは効率性でございますとか、公正性でございますとか、そういった観点は多々あるわけでございますが、今回の検証・評価・監視とは、いわゆる補完関係にあるということと考えてございまして、私どもの担当部分も含めて相互を活用しながら、いいところを生かしながら評価というものに当たっていただけるのではないかと考えております。それから、総務省での各省全体の政策評価というお話でございますが、総務省の方とも情報の交換というものはやっていく必要があるのかなと考えております。

以上でございます。

○松本部会長 山口委員どうぞ。

○山口委員 今日、資料2を配らせていただきましたけれども、日本弁護士連合会では、いわゆる耐震構造偽装問題が表面化する直前の11月11日付で「安全な住宅に居住する権利を確保するための法整備・施策を求める決議」を出してございまして、いわゆる欠陥住宅が蔓延しかねない検査制度について警鐘を鳴らしてございましたけれども、こういう事態に

なって本当に残念ではないんですけども、このような緊急な問題については、恐らく今日お配りされた資料の中でいうと、2枚目の緊要な消費者トラブルへの対応というところに該当するんだらうと思われま。

ただ正直言いまして、この問題は、今、恐らく政府与党筋で再発防止のための施策を検討されておいまして、次の通常国会でも上程されるので、3、4月段階でやっても遅いのかなという気がしておりますが、それにしても、やはり検証が必要なかなと思っております。これは、国土交通省絡みの問題ですが、121項目の中には必ずしも入っていないテーマなんですけれども、こういうことについてどういうことになるのか。

あと、弁護士の感覚からしますと、現在、外国為替証拠金取引の業者の40何社が金融庁の業務停止命令等を受けて、次々と破産宣告を受けております。それ自体は新しい被害者を防止という観点ではいいんですが、駆け込み的な被害者がどんどんつくり出されておいまして、その意味では大変危機感を持っているわけなんですけれども、それが緊要な消費者トラブルへの対応として間に合うのかどうか、もう終わってしまう問題ではあるんですけども、そういう緊要な消費者トラブルへの対応については、どういうふうに審議の中で生かされるといいますか、あるいはテーマとして上ってくるのか、そこら辺、3月、4月、5月辺りの審議がよくわからないものですから、お話しいただければと思うんですが。

○松本部長 事務局からお願いします。

○服部消費者企画課長 構造計算書の偽装問題につきましては、関係者が多岐にわたり、責任関係ということなども複雑でございまして、事実関係の調査、把握を行うとともに、先般当面の対策をとりまとめ、現在、その実施に努めているところでございます。事態は極めて流動的な状況にあると認識しております。政府としては、これら対策を迅速かつ総合的に推進することに、現在、全力を上げているところでございます。

したがいまして、本件偽装問題につきましては、当面その動向を見極める必要があると認識しております。

本日の資料の中でございますが、新たな消費者問題の対応に関しましては、これは資料の別添の6でございまして、今回お配りさせていただいた資料の一番最後のところでございます。

そこでは悪質住宅リフォーム問題への対応というものを記述しておりますが、このほかにどのような施策を対象とするのかにつきましては、来年3月までの消費者問題の動向を踏まえて御提示をさせていただきたいと考えております。

外為証拠金取引のお話もございましたが、こうしたものも含めて来年3月までの消費者問題の動向を踏まえて御提示したいと思っております。

○松本部長 もし、ほかに御意見、御質問等ございませうでしたら、資料1で提案されている内容に基づきまして、政府において検証・評価・監視に当たっていただき、また当部会におきましても、この内容に沿って審議に当たりたいと存じますが、それによろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○松本部部长 それでは、そのようにさせていただきます。

次に私の方からワーキンググループの運営に関して、お諮りさせていただきます。

まず、2つのワーキンググループの座長につきましては、私の方で指名させていただきたいと存じますが、それでよろしいでしょうか。

特に御異論もございませんようですから、指名させていただきます。

まず、第1WG、安全等であります。これにつきましては、御船委員にお願いしたいと思えます。

第2WGは、主として取引に関わる部分であります。山本委員にお願いしたいと存じております。どうぞよろしくお願ひいたします。

また、各ワーキンググループの担当委員の構成につきましては、部会長である私と、御船委員、山本委員と相談の上、決定させていただき、その後、皆様に御連絡したいと存じます。それでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○松本部部长 それでは、そのようにさせていただきます。

続きまして議題の2、当審議会としても非常に大きな課題でありました消費者団体訴訟制度導入のための法案骨子の議論に移らせていただきます。

まず、事務局より御説明をお願いいたします。

○田口国民生活局長 消費者団体訴訟制度につきましては、今年の6月に当部会の下に設置されました消費者団体訴訟制度検討委員会におきまして、制度の在り方、方向性を示した報告書を取りまとめたところでございます。

この報告書を踏まえ、法制化のための検討を進めてきたところであり、資料3はそれを法律案の骨子として取りまとめたものでございます。

内閣府といたしましては、本日、この骨子について当部会の委員の皆様方から御意見をいただくとともに、今後速やかにパブリック・コメントを始めまして、寄せられる各方面の御意見も踏まえて、法律案本体の作成作業を進めてまいりたいと考えております。

資料の内容につきましては、担当室長から御説明します。

○鈴木消費者団体訴訟制度検討室長 それでは、資料の3と4を用いて御説明申し上げます。

資料3でございますけれども、消費者団体訴訟制度の導入についてということで、法律案に落とす場合としまして、消費者契約法の一部改正法案ということで対応するというところでございます。

まず「第1 目的」でございますが、御案内のように、消費者契約の取消しですとか、条項の無効を主張できる場合を典型的に定めた消費者契約法が平成13年4月から施行されておきまして、消費者の被害救済が個別的・事後的に図られ、一定の成果を上げているという状況でございますが、同種の被害の発生拡大を阻止するには限界があると。このた

め救済・予防の早期化・実効化を図ることとし、同法の実効性確保策として、所要の法整備を行うということでございます。

資料の4の方で消費者契約法をお配りしてございますが、現在、消費者契約法の1条に消費者の個別被害救済を図るために取り消せるですとか、こういう場合は無効になるという趣旨を書いています。そこに今言った被害の発生・拡大防止という、今回の団体訴訟制度を導入する趣旨を明記する方向で考えてございます。

資料3に戻っていただきまして「第2 制度の内容」ということでございます。

ここからは具体的な措置でございまして、消費者契約法は、今ルールを定めてございまずので、取消しできるですとか、無効にできると。その実効性確保策として導入しますので、消費者契約法の後半の部分に付け加えるという形での法律改正になるのではないかと考えているところでございます。

資料3の方で、具体的に制度の内容ということでございますが、まず「1 差止請求権」ということでございます。

適格消費者団体は、事業者が不特定かつ多数の消費者に対して消費者契約法4条1項から3項まで、これには勧誘行為の類型を規定してございまして、そうした勧誘行為、また、消費者契約法8条から10条までに規定する消費者契約の条項無効の規定がございまして、そうした条項を含む契約の締結の意思表示を現に行い、行うおそれがあるときには、当該行為の差止請求をすることができるということです。訴訟制度、訴訟制度といいますが、厳密にいいますと、差止請求権ということ、裁判外でも行使できる権利でございまして。

(注)にございますが、消費者契約法では事業者が直接やる場合と並びまして、契約の媒介をお願いしている委託先の受託者ですとか、代理人が不当な行為をした場合にも契約は取り消せるんだとかいう法的整理が既になされてございまして、今回もそれを踏襲しまして、つまり事業者が第三者を使っているような場合も差止請求の対象になるということ注記してございます。

次に2ではどういう団体に差止請求権を認めるのかということで「2 適格消費者団体」ということでございます。

「(1) 適格消費者団体の認定等」ということでございますが、まず認定は内閣総理大臣が認定するということございまして、内閣総理大臣が②に書いてございまして適格要件を満たすものを申請に基づいて認定できるということでございます。

申請の際には、(注)に書いてございまして、申請書類が適格団体になろうとする団体から出てくるわけでございますが、プライバシーに関わるようなものを除きまして、広く公告縦覧に供しまして、国民の皆様方にも縦覧に供するとともに、関係省庁からも専門的な意見をいただきまして、あるいは団体が法人格を持っていることが必要でありまして、法人の設立監督官庁というのが、例えばNPO法ですと、都道府県知事の場合もございまずので、各方面から意見を必要に応じていただきまして、認定するということでございます。

②の適格要件でございますが、まず、アでございますが、消費生活に関する情報の収集、提供並びに消費者の被害の防止、救済のための活動といったような不特定多数の消費者利益擁護を図るための活動を行うことを主たる目的としまして、現にその活動を相当期間継続して適正に行っていると認められること。

そういうことでして、平たくいいますと、実績のある消費者団体といえますか、不特定多数向けの活動について実績のある消費者団体ということでございます。

イということで、法人格は、今、我が国にいろいろ類型があるわけですがけれども、この制度にフィットする法人類型としまして、特定非営利活動法人または公益法人ということでございます。

次にウですが、これは差止請求権を適正に行使できるような専門性というか、能力面、体制ということに関わってきますが、差止請求関係業務というのを、まず定義しまして、差止請求権の行使、これが本体なんですけれども、その前提となります消費者被害の情報の収集ですとか、あと得られた結果、判決内容などの情報提供の業務、これを総称しまして差止請求関係業務と称したらどうかと考えておりますが、それに係る組織、当該業務の実施の方法、知り得た情報の管理、秘密の保持の方法といったような体制面ですとか、業務規程が適切に整備されている必要があるということでございます。

この中で、業務規程というのに（注）を付けてございますが、法人は、例えば定款に書くべきこととかいろいろあるかと思っておりますけれども、やはりこの業務はパッケージにして業務規程というのものにも、定款を引用しつつでもいいと思っておりますが、書いていただきまして、国民の皆さんからこの団体が差止請求関係業務をどのように遂行するかというのを、それを見ればわかるような規程として、やはりパッケージとして業務規程に書いていただく必要があるということでございます。

業務規程には差止請求関係業務の実施の方法、例えばその中では、後ろの方でオに検討部門というのが出てくるんですけれども、めくっていただきまして、専門委員の助言、意見の聴取をこうやってやることにしているんですとか、あと役員等が場合によっては、例えば差止請求をしようとする相手方事業者と特別の利害関係を有するとか、利益相反がある場合がございますので、そういうときはこういう措置を講じますというのも書いていただく。

それにプラスして、情報の管理、秘密の保持ですとか、そういう項目につきまして、どういう業務方法を取るんだというのを国民の皆さんにもわかるように定めていただくということでございます。

エでございますが、エ、オは組織面に関わりますが、まず、業務の執行決定機関として理事会が置かれており、決定方法が適正であることと。

また、理事に占める特定の事業者の関係者、これは特定の企業グループのようなものをイメージしていただければいいと思うんですが、または同一業界関係者、何々業界ですとか、そうしたものの割合が、それぞれ3分の1、2分の1を超えていないことということ

でございます。

理事会の構成を適正に保ちまして、理事会の合議制で重要な部分は決定するという理念に基づくものでございます。

この場合、アに適合するものは事業者に該当しないということで、アというのは、先ほど申しましたような消費者団体ということでございます。

次にオの検討部門ということで、最終的な決定機関は理事会ということでございますが、専門的な検討が必要ということでございまして、検討部門を置く必要があると。そして、そこにおきまして、専門委員、この場合は消費者団体訴訟制度でございますので、消費生活に関する専門家と法律に関する専門家の二系統の専門家がおりまして、専門的知識経験に基づく助言、意見を述べる体制が整備されていることなど、その団体の人的体制に照らしまして、業務を適正に遂行できる専門性を有していると認められることというのがオでございます。

カは、経理面と申しますか、財産的基礎面で適正に遂行することに足りる経理的基礎を有することということでございます。

次にキということで、暴力団などの反社会的存在、これは差止請求権という、ある意味強力な権利ですので、それがこの団体から排除されていることなど、欠格事由に該当しないこと。

以上が適格要件でございます。そうした適格要件を満たすものを内閣総理大臣が認定するというところでございます。

次に（２）でございまして、業務に当たっての守るべき事項というのを法定する予定でございまして、①で、まずアでございますが、これはこの法律の大原則でございますが、不特定かつ多数の消費者の利益のために、差止請求権を適切に行使しなければならないと。

イでございますが、差止請求権を濫用して行使してはならないと。

ウでございますが、これは数を特段１つとか、２つとか法律上制限する予定はございませんで、理論上複数認定される可能性がございます。その場合、他の適格消費者団体と相互の連携協力を努めなければならないということでございます。

また、エでございますが、訴えの提起等の主要な行為について、他の適格消費者団体に通知するとともに、内閣総理大臣に報告しなければならないということでございます。

オでございますが、消費者の方からもいろいろ被害情報を収集して、それを裁判の証拠として使ったりするわけですので、情報管理、秘密保持に関する義務を遵守しなければならないということでございます。

カでございますが、差止請求関係業務に従事する者は、相手方の請求があった場合には、氏名、役職等を明らかにしなければならないということで、これは適格団体に差止請求権がある訳ですので、団体との関わり方、自分はどのような権限というか、役割に基づいて交渉に出てきているというのは、相手方から要請があった場合には、やはりしっかり明示しなければならないということでございます。

キでございますが、差止請求を行使した結果としての判決内容などを消費者への情報提供に努めなければならないということでございます。

次にクでございますが、訴訟費用、これは裁判の提訴手数料でございますが、そうしたものですとか、間接強制金、そして等ということで、和解の場合の違約金を想定していませんけれども、そうしたものを除き差止請求権の行使につき、相手方から金銭等の財産上の利益を受けてはならないということで、要は差止請求ですので、金で問題を解決することは許されないという原則を明記する予定でございます。

そして、間接強制金あるいは違約金、これは適格消費者団体が受領して、考え方としては、例えば国じゃないともらえないとか、いろいろあると思うんですけれども、適格消費者団体が受領することは許されますけれども、やはり差止請求関係業務に常に充てられる必要があるということでございます。

ケでございますが、差止請求関係業務以外の業務、例えばNPO法人であったら環境とか、いろいろ消費者政策、差止請求関係業務以外の業務もやる場合も当然考えられますので、そうした場合は、定款などに明記した上で、差止請求関係業務に支障がない限りは行うことができるということでございます。所要の区分経理を行う必要があるということでございます。

3 ページに行っていたきまして、②で適格消費者団体は、以下のアの情報公開措置を講じるとともに、イ～エの監督措置を受けるということございまして、この制度はガラス張りといいますか、情報公開がある意味命ということございまして、しっかりとした情報公開措置を講ずるということございまして、アに書いてございますが、適格団体は事業報告書、財務諸表、寄附金の明細など所要の事項の情報開示をしなければならないと。

また、業務、経理の状況について、専門性を有する第三者の調査を受け、その調査報告書を情報開示しなければならないということございまして、これは公認会計士の、いわゆる外部監査と言われるものを義務づける必要はないという整理でございますが、やはりガバナンスといいますか、国民の信頼性という意味で、一定の専門性を有する第三者、例えば弁護士さんですとか、税理士さんですとか、あるいは公認会計士さんなどに、適格消費者団体との間で調査契約を結んでいただきまして、こういう調査方法で、こういう調査結果が得られたというのをまとめていただきまして、それを情報開示するということで、団体の自主性を発揮させつつ、国民の信頼をガバナンス面で得る措置として、こういう措置を講ずるということでございます。

あと、情報開示に係る書類は、内閣総理大臣に提出するものとするということでございます。

この制度は、既得権化しないという意味もございまして、更新制を取ることにしております。有効期間は3年ということで、3年ごとに審査し直す更新制ということでございます。

あと、ウということで、アでいろいろ財務諸表とか開示されるわけですけれども、その

ベースとなる業務、経理に関する帳簿書類、これは当然あるものだと思いますけれども、作成、保存しなければならないということでございます。

エは、適格消費者団体に対する内閣総理大臣の報告徴収、立入検査、適合命令・改善命令、取消しなどということでございます。

③の「その他所要の規定を整備する」ということございまして、アにございますが、差止請求権行使の結果は消費者にすべて還元しなければならないということございまして、内閣総理大臣は差止請求に係る判決などということ、判決も含みますし、和解も含みますし、あと裁判外の和解も含みますが、その概要、消費者契約法に照らして、こういう結果が得られたと、こういうことにつきまして、適格消費者団体の勝ち負けを問わず、インターネットの利用、その他適切な方法で速やかに公表するということでございます。それとともに、本制度の周知を図ると。これにつきましては、国民生活センターと内閣府の方で連携して行うということでございます。

イでございますが、適格団体は差止請求関係業務ということで、自ら積極的に情報収集されることになるかと思っておりますけれども、一定の場合、国民生活センターや地方公共団体、消費生活センターなどが有している消費生活相談情報が必要になることもあるということで、現在、情報公開法ですとか、情報公開条例では、非常に情報開示というのは制約があるんですけれども、必要な場合に情報が提供できますように、P I O - N E T 情報を一定限度内で適格消費者団体に提供できるという法律上の根拠規定を置くというのがイでございます。

ウでございますが、これも適格消費者団体の信頼性を保つということで、政党、政治的目的のために利用してはならないと。各種の団体の監督規定にこういうものが置かれていますし、行政相談委員さんですとか、民生委員さん、そういう関係の法律にも置かれていますけれども、こういう政治的な利用はならないという規定を置く予定です。

「3 訴訟関係」でございますが、原則、民事訴訟法の規定に従いつつ、制度の特色を踏まえ、以下のような規定を整備するということです。

まず、①で適格消費者団体は、事業者に対して書面による事前の請求をし、その書面の到達時から一週間経過後でなければ、差止めの訴えを提起することはできないということでございます。

これは、事業者にも再考の機会を与え、裁判とかならずとも解決できるものは、早期に解決できれば、それは消費者利益擁護になるということでして、再考の機会を与えるということでございます。

一週間となっておりますが、事業者がそれを拒絶したような場合は、一週間を待たずにも訴えを提起できるということでございます。

②で、訴額の算定については財産権上の請求でない請求に係る訴えとみなすということで、ちょっと難しいですけれども、法律上の効果といたしまして、②の規定の結果、提訴手数料が現行法では1万3千円の印紙代ということになるということでございます。

③の裁判管轄でございますが、国生審報告書でも、被告である事業者の普通裁判籍所在地を管轄する裁判所を基本とするのが適切としつつ、双方当事者の合意による管轄など一定の例外を認める必要ということで、最終報告はなされていたわけですが、「等」という部分としまして、民事訴訟法5条の5号に事業者の営業所等の所在地、いわゆる実体を有する営業所の所在地と言われている管轄の規定がございまして、ここも認めるということでございまして、ですから、普通裁判籍所在地を管轄する裁判所プラス、5条5号の営業所というのに当てはまるのがありましたら、その営業所、あと双方当事者の合意による管轄など、この3種類が当てはまる場合には認められるということでございます。

4ページへめくっていただきまして「④ 移送の規定を整備する」ということで、この制度で複数の団体ができる可能性が理論上ございます。同じ時期に、同じ案件について複数提訴が行われるという可能性がございますので、審議の統一化を図れますように移送の規定、どこかの裁判所に集めて併合できますように移送の規定を整備するというところでございます。

⑤は、間接強制金、これは判決が出たにもかかわらず、事業者が従わない場合の、1日幾ら払えとか、そういうお金のことでございますが、その支払い額の算定に当たっての考慮事項を定めるということで、この制度の特色は消費者全体の利益と。つまり、訴えている人の直接の適格団体の利益とか、損害とかいうわけではありませんで、不特定多数の消費者利益というのがこの制度の特色でございますので、そういうものを考慮して、間接強制金を定めるという裁判所向けの考慮規定を置くということでございます。

(注)に書いてございますが「訴訟上(訴訟外も同様)」ということで、まず(a) 図利加害目的の請求はすることはできない。これは法律用語ですが、自分ですとか、第三者の利益を図ったり、あるいは第三者に損害を加えたりすることを目的としたような請求はすることができないということでございます。

(b)は適格団体による確定判決等が存する場合、同一事件の請求は原則としてすることはできないということでございまして、この制度は、普通の私人の権利とは違いまして、適格消費者団体のためにある権利ではございませんで、不特定多数の消費者利益擁護のためにある権利。かつ、みんなにある権利ではございませんで、適正に訴訟追行ができると認められた団体に与えられる権利でございまして、基本的に紛争の一回的解決を図る必要があると。また、そのようなものが期待されるということでして、基本的に適格消費者団体によりまして、事業者と争った事件については、消費者全体のために訴訟追行が全力で尽くされて、裁判所によりまして適正な法的判断が下されたはずでございまして、同一事件の請求は、ほかの団体が何度もやっていいというわけではございませんで、原則としてすることができないということでございます。

ただし、消費者全体の利益に照らして、一定の例外は認めていいたろうということでございまして、例えば訴えが審理に入らず却下された場合、つまり消費者契約法上の判断が全然されていない場合ですとか、あと事業者と適格消費者団体が通謀し、著しく消費者利

益に反した訴訟追行が行われたと明確に認定できるような場合は、同一事件であっても別の団体がもう一度起こせるという例外は残していいのではないかと考えています。

「4 その他」ということでございまして、罰則その他所要の規定を整備ということで、これはよくあるものですが、例えば虚偽記載をしたら、罰則をほかの制度でもかけられませし、その他の罰則を適正に整備するというところでございます。

「5 施行期日」ということでございまして、法律が成立しまして公布するわけですが、その日から起算して1年を経過した日から施行するというので、仮に平成18年の春に成立できましたならば、その1年後の19年の春から施行されるということを考えております。

以上、駆け足でしたが、骨子を簡単に説明させていただきました。

○松本部長 ありがとうございます。

ただいまの法律案の骨子についての御説明につきまして、どうぞ御質問、御意見がございましたら御発言ください。

山口委員どうぞ。

○山口委員 この骨子を見まして、作成担当者は本当に苦労されたんだと心からお礼申し上げたいと思うんですが、どうしても4点問題があるのではないかと、不十分ではないかと思うところがありますので、発言させていただきたいと思います。

まず、冒頭の差止請求権の対象について、これは消費者契約法の4条、それから8、9、10条に限定されておまして、したがって、少なくとも民法の詐欺、強迫に該当するような行為態様については、これは要件もはっきりしているわけですから、これは差止めの対象に入れていただいた方がいいのではないかと。あるいは入れていただくべきではないかと思うんです。この点は、是非再考をお願いしたいと思います。内閣府の管轄の関係で問題もあるのかもしれませんが、是非そこら辺は考えていただきたいと思います。

それから、2番目なんですが、請求の対象が、これを読むと事業者に限られているように読めますね。つまり、事業者団体が傘下の事業者に対して約款などをつくって推奨する。

例えば、今、一番問題になっておりますのは、借家契約で敷金をどの程度戻すかとか、そういうモデル契約書を例えば家主の組合あるいは団体がつくって、それでそれぞれ家主さんに下ろして、家主さんはそれを使うという場合がございまして。

そうした場合に、一人一人の家主さんをいちいち相手にして、消費者団体が差止めなりその他の訴訟を起こすとは余り考えにくいので、いわゆる事業者団体が傘下事業者に対して約款等の書面を出して、それで推奨するような行為。これについても、やはり差止めをする意味が非常に大きいのではないかと。あるいは、そういうことをしないと、末端の細かな事業者の行為をいちいち相手をしているというのは、やはり制度の趣旨からいってもそぐわないので、この点は是非条文をちょっと変えることでできることだと思っておりますので、何とかやっていただけないかと思っております。

3番目は、これはさんざん議論されてきたところでありまして、3ページの一番下の管

轄の問題であります。最悪の事態は免れたかなと正直言って思っているんですが、営業所の所在地というふうに限定されますと、例えば先ほどの耐震構造の偽装問題でも、破産申立てをした木村建設というのは熊本県の事業者です。それで東京都心部でたくさんのマンションを建てたわけでして、最近はそのように家賃が安い、あるいは人件費が安いということで、地方に本社あるいは事業所を置いて、それでインターネットその他の取引で、都心部で事業活動を展開するという事業所は結構あります。あるいは、身近なところでは、都心部で事業をしながらインターネットあるいはファックスを利用して、経理処理等は、それこそ沖縄や北海道の人件費あるいは事務所の家賃が安いところでやって、本店所在地をそちらに置く、あるいは営業所をそちらに置くという事業所も結構ありまして、この条文でやると、都心部にたくさん被害者が出ていても、都心部に事業所がない場合には、東京では起こせない。

逆に言えば、悪質な事業者がそれをねらって、あえて都心部あるいは関東一円には営業所を置かないで、静岡県とか、群馬県とか、周辺のところにおいて作為的に行うなんてことも十分考えられるので、そういう、いわゆる脱法的な差止訴訟を免れるための、そういうことを防ぐ意味でも、やはり不法行為地においても管轄を認めるような、不法行為地といいますか、事業活動を展開していることが明らかな場所においても裁判管轄を認めるように、是非再考いただきたいと思います。

最後に、4ページの3行目以下に書いてある（注）のところですか。特に（b）でありまして、これは、例えばAという消費者団体が静岡県で裁判を起こして負けたと。同じ事業者に対して、今度は北海道の消費者団体が同じ事業の団体について訴訟を起こそうとすると、どうもこれだとだめのように読めますね。

これは、私どももたくさん経験しているところでもありますけれども、やはり初期の段階に裁判を起こす場合は、資料が必ずしもそろっていないということが結構多いわけです。最初、いわゆる先駆的な訴訟の中では、十分証拠がそろっていなかったために、残念ながら負けてしまったと。

ただ、その後、たくさんの被害者が出てきて、資料がたくさん集まる中で、ようやく全体像が見えてきて、それで損害賠償が認められるということは、結構私どもも現実経験しております。

例えば、変額保険の問題もそうですし、レンダー・ライアビリティーのゴルフ会員権を売った場合の融資者責任の裁判もそうでした。私が何件もやっています、いわゆる靈感商法の手口による違法活動あるいは宗教団体の伝道活動の手口を問題にする訴訟などは、最初は何件か負けたりしておりまして、そのうちにやっと実態がわかってくる中で、あるいは弁護士の中でも、あるいは被害者の中でも法的な整理ができていく中で、ようやくより実態に即した裁判が展開できて、損害賠償が認められるということは何件も経験しております。

その意味では、こういう提案された形でやりますと、先駆的な訴訟、あるいは露骨に言

えば、やる気のない弁護士が仕方なく起こしたような訴訟で負けてしまいますと、逆に事業者側は胸を張って消費者契約法に違反するような行為をして、それがまかり通ってしまう。逆に言えば、市民権を与えてしまうことになりかねません。

その意味では、同じ団体が、同じ事業者に対して、同じ行為について、差止めについて既判力がある、これはわかるんだけど、ほかの消費者団体がやって負けたことについてまで、あえて既判力が及ぶようなこの規定は、これまでの論議の中でもなかったと思いますし、私は実態としても、せつかくの制度ができて、非常に使い勝手の悪いものになりはしないだろうかと。もし、Aの団体が先駆的に勇ましく裁判を起こしたとします。ところが、ほかの団体から見ると、どうもまだ体制が整っていないのに、あえて訴訟を起こしているような、そんな印象があったときには、ほかの消費者団体としては足を引っ張らざるを得ませんね。その意味では、この条項は非常に問題の多い条項になると思いますので、是非御再考いただきたいと思います。

以上、4点です。

○松本部会長 この骨子をおつくりになりました事務局からのお考えは、後でまとめて述べていただくとしたしまして、まず、委員の皆様方から、それぞれお持ちの御意見とか、あるいは個別にこれはどういう趣旨かということがあれば、まずそちらの方をどんどんお出しいただきたいと思います。

では、大村委員、それから品川委員、お願いします。

○大村（敦）委員 まとめますと2点、分けますと4点ほど伺いたいと思います。

まず1つは、今、山口委員から御発言があった点の最後の点についてでございます。これは4ページの3行目から後に（注）という形で書かれておりますけれども、内容としては非常に重要な事柄だろうと思われまので、扱いとして（注）ではない扱いを是非していただきたいと思います。これは形式の問題です。

その上で内容についてですが、正確には記憶しておりませんが、最終報告書が出た段階では、今回の制度については、判決の効力について、従前の民事訴訟法の原則に例外を設けるものではないという御説明があったように理解をしております。先ほど既判力についての言及がございましたけれども、この（注）の部分は理論的には、どういう説明になるのか、既判力をいじることになるのか、それとも別の説明をすることになるのかについて、少し御説明をいただければと思います。

関連して、少し細かくなりますが、仮にここに書かれているやり方で処理をするという前提に立ったときに、「確定判決等」とございますが、この「等」というものの中身、先ほど和解の話がありましたけれども、これが何を指しているのかということ。また「原則として」とありますが、これも先ほど若干御説明がありましたけれども、具体的な基準はどうされるのかということ。それから「同一事件の請求は」となっておりますが、事件の同一性の判断をどうするかが問題になると思いますので、それぞれについてお考えを伺いたいと思います。以上が第1点です。

第2点は、今の同一事件ということと関わってまいります。

今回、このような団体訴訟制度を導入したというのは、個別の消費者がそれぞれ事後的に訴訟を起こすというのではなくて、定型的な解決を図る必要があるという認識に立ってのことだったかと思えます。

そこで、今、資料の一番最後の方の話をしておりますが、一番前に戻っていただきまして「第1 目的」のところの2行目に「典型的に定めた」という言葉が出てまいります。それから3行目に「救済が個別的・事後的に図られている」という言葉が出てまいります。この辺りは、恐らく個別の消費者の訴権というのが、個別的・事後的な解決であるのに対して、団体訴訟を導入することの意味を説明しようという御趣旨なのだろうと理解いたしました。しかし、消費者契約法の条項自体は典型的なものであるのに対して、それを適用した結果が個別的なものになるというのは、それ自体は当然のことではないかと思うんです。

この二つの間に、事件として類型性があるものが広く存在することと、それについて差止めという形で処理をすることが必要であること、これらのことを何か書き込む必要があるように思うんですけれども、そのところが、このままでは必ずしも十分に表現されていないのではないかと思います。これが第2点です。

残りの第3点、第4点が同じグループの質問になります。先ほどの他の団体が再訴できるかどうかということは、この制度全体のイメージに関わっていると思います。御説明の中で、二度ほど「理論上複数の団体が」という御発言があったかと思えますが、そのことの意味を確認させていただきたい。今回、この案を見ますと、団体に対してかなり精密なコントロールがかかることが想定されているのですが、大体どれぐらいの団体がこの制度によって認定されると想定しておられるのかということなんです。

非常にセレクトされた形で、ごく少数の団体しか認定されないということであれば、濫訴の危険など余りないと思われそうですけれども、他方でたくさん団体が認定されるという前提ならば、それはそれで対応策を講じなければいけないと思います。その辺りのイメージをお聞かせいただきたいと思います。

これとの関係で細かなことを2点伺います。まず、2ページの(2)の①のケです。「差止請求関係業務以外の業務については、定款等に記載した上で」云々となっておりますけれども、この基準でまいりますと、認定団体というのは、「差止請求関係業務を行うことを主とする、」そういう団体なのだと読めますけれども、そういうものを想定しているということでしょうか。

次に、認定の性質ですけれども、基準を満たしていればすべて認定するという考え方のかどうなのかをお伺いしたいと思います。以上が第3点です。

第4点は、やはり団体の適格要件に関わりますが、1ページの2の(1)の②のイのところ「特定非営利活動法人又は公益法人であること」というのが挙がっております。

公益法人については、現在進行中の公益法人改革との関係での調整はされるのかもしれ

ませんけれども、このどちらかに限るといふ趣旨でよろしいのかということを確認させていただきたいと思ひます。

これは前に議論が出たのかもしれませんが、例えば我々がよく知つてゐる灯油訴訟の例のように、消費生活協同組合が訴訟を起こすこともある。あれは公益的な性質を持った訴訟であつたと我々は認識してゐますが、そういう団体は入らないといふ御趣旨なのかということをお伺ひたいと思ひます。

以上4点です。

○松本部長 それでは、品川委員もどうぞ。

○品川委員 最初に2つ純粹に質問をさせていただきたいんですけれども、1つは、2ページのエですが、事業者からの独立性に関わつて述べられてゐる項で「この場合、アに適合する者は事業者に該当しないものとみなすこと」といふ記述がございまして、アといふのは恐らく1ページの②のアなんだろうと思ひますが、このことの意味がもう一つよくわかりませんので、意味合ひについて御説明いただきたいということが1つ。

2つ目の質問は、同じく2ページの(2)の「ウ 他の適格消費者団体と相互の連携協力を努めなければならない」といふことがあるわけですが、これは同時複数提訴のことなどを想定しておられるのかと思ひますが、同時複数起つた場合に裁判を併合しなければならないということが法律上の義務みたいなことになってしまうものなのかどうか。このウの意味合ひについて御説明いただければと思ひます。

以上、2点質問ですが、意見として、先ほど山口委員の方から推奨行為なり管轄裁判所の件について御発言がございまして、私もその2点については同様の意見がございまして、是非、御検討いただければと思ひますが、それ以外について、ダブるところもありますけれども、3点意見を述べさせていただこうと思ひます。

1つは、3ページの②のイ、更新制といふのは、前回の委員会での考え方としてもおおむねの合意が取れてゐるといふことだと理解しますが、有効期間が3年といふことについては今回初めて出てきてゐる期間なんではないかと。

現実に、裁判が提訴されたときにどのぐらいの時間がかかるのかといふのはわかりませんが、やや長期化する裁判で言つて、3年といふのはすぐ経過するといふ気もいたしまして、3年といふのは、かなり短いのではないかと。少なくとも5年程度といふことではなからうかといふことです。

2つ目は、その下のエですが、内閣総理大臣は、報告徴収、立入検査、適合命令・改善命令云々といふ記述がございまして、この件は、6月にまとめられた政策部会のまとめでは、適合性に疑ひが生じる等必要な場合には、ここにあるように報告徴収なり立入検査なりといふのが報告書の内容であつたわけですが、これによりまして、適合性に疑ひが生じようが、生じまいが、総理大臣の意向次第でこうしたことができるといふのは、余りにも乱暴過ぎやしないかといふ思いがいたしまして、6月の報告書の趣旨に立ち戻つた範囲でのエの記述ではなからうかといふのが2点目です。

3点目は、山口委員、それから大村委員も御指摘になりましたけれども、4ページの書きの特に(b)です。

これも6月の報告書では、既判力の範囲について論議し、まとめがされておりますが、既判力の範囲の中でのまとめは、差止請求権というのは、それぞれの適格消費者団体に認められた権利と考えられると明記しているわけです。その上で民事訴訟法の基本原則に整合的であることがいいんだということでまとめがされている。ただ、その場合にも一定の不適切な訴えの提起を認めない仕組みについては導入する必要があるということで、一定の場合に訴訟提起を認めないというのが、明確にそういう中身だったわけですがけれども、今回の4ページで書かれている内容ですと、それが全く逆転をして、一定の例外の場合には認めることができるけれども、基本として他の適格団体の判決が存する場合には請求ができないということでありますので、報告書とは全く逆転した中身になっているのではないかと思います。

かつ、この点について、前回の政策部会等の中でも特段の御異論はなくて、委員全体の合意で進んできた中身だと理解しております、この点については、かなり問題があり、6月の報告書の線でかためるべきではないかと思えます。

以上です。

○松本部長 質問が、かなりの数出ておりますので、質問の部分についてだけ、まず事務局の方からお答えいただきまして、御意見の部分については、一緒にお答えいただいてもいいですし、後で全体の議論を終えてから事務局としての意見を言っていただいても結構ですから、まず、質問の部分についてどうぞ。

○鈴木消費者団体訴訟制度検討室長 済みません、アットランダムになるかもしれませんが、まず理論上複数ということの意味というのがありましたけれども、これは要件を満たしているにもかかわらず、裁量を働かして弾くという意味ではございませんで、今、適格消費者団体になりたいというか、目指していると表明されている団体、1けた以内であるかと承知してはおりますけれども、それがそのままなるかどうかというのは、我々としてはまだわからないわけで、ただ、ここで言っていますのは、特に裁量を働かして弾くという意味ではございませんで、申請に応じて審査し、要件を満たしていたら、これは複数出てくるのではないかとということでございます。

あと、1ページの主たる目的ということの意味合いとの関連であったと思えますけれども、差止請求関係業務を主たるという意味ではございませんで、1ページの②のアにございますが、不特定かつ多数の消費者利益の擁護を図るための活動が主たる目的と。その中で差止請求関係業務を担っていただくということでございます。

それで、主たる目的以外の、要は従たる目的というのは、いろんな団体があるかと思えますけれども、例えば環境問題を扱ったり、そういうのはあり得ると考えております。

それと、法人類型の御質問があったかと思えますけれども、これは特定非営利活動法人と公益法人に限ると考えておりまして、公益法人につきましては別途公益法人改革法とい

うのが次の通常国会に出されると思いますけれども、それに応じた読み替え規定は別途、この法律ではありませんけれども、そちらの公益法人に関連した法律の方で整備するというを考えてございます。

それと、2ページのエの「適合する者」というので、これは国生審の報告書にも書いてあったかと思うんですけれども、アに適合する消費者団体ということでございます。1ページのア、不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動を行うことを主たる目的とし、現に相当期間の活動実績のある消費者団体ということでございます。あと、連携協力ですけれども、これは同時複数提訴の場合に、必ず併合とか、そういうわけではございませんで、連携した方が、例えば同じような事件を両方とも追いかけていたと。そういう場合は、例えば、共同で訴訟するのもいいでしょうし、側面支援といいますか、お互い被害情報を提供するというで側面支援ということで、より不特定多数の消費者利益の実現が図れると考えられますので、そういう意味での連携協力を努めるということでございます。

それと、3年の更新制ということでございますが、これは裁判が長期化するとか、そういう話をしていますと、要は適格団体というのは、別に1つの訴訟をするわけではございませんで、恐らく幾つの事件も追いかけるんでしょうから、裁判の途中で終わるかもしれないから更新期間を何年にしないといけないということにはならないと考えておまして、この手の仕組みは、例えばその他の仕組みでも、従来、例えば公益法人などでは、3年に一度定期的に必ずやる立入検査というのが決まっています、それも参考にしまして、3年というのが基本的に多い1つのパターンでございまして、つまり3年ごとに必ず一から監督すると。そういうのもほかの制度との並びも考えまして3年ということでございます。

裁判の途中でどうするんだということでございますが、裁判は恐らく適正に訴訟追行をしている途中であれば、1ページの恐らく②の適格要件はまさにいろいろ実績ですとか、専門性とかというのは、恐らく普通であれば満たしているはずですので、更新されるケースが多いのではないかと考えております。

監督規定は、3ページの②のエということでございますが、要件が書いていないじゃないかということですが、当然のことなんで書いていないだけでして、ほかの法律でもそうですけれども、必要なときという限定は当然される予定でございます。

差止請求の対象ということですが、民法の詐欺、強迫とか種々御議論はあるかと思えますけれども、これは国生審でもいろいろ議論がございましたけれども、民法の詐欺、強迫も十分明確だという御意見もございますけれども、やはり消費者契約法ほどの明確性はないのではないかと、慎重な意見も多いところでして、今回は対象に入れてございません。

あと推奨行為ということですが、これもそういう意味で推奨行為も対象とすべきだという考え方も勿論ありましようが、推奨行為というのは、いろいろ事業者団体という御意見でしたけれども、事業の推奨も、例えば本屋でいろいろ書く推奨も理論的には同じ

ようなものでして、切り分けて事業者団体のみ対象とするのはなかなか難しいですし、あるいは事業者団体に限るにしましても萎縮効果と、現行法上は推奨行為というのは、どこでも規制されていませんので、その点、消費者契約法で、今、違法無効の判断がされている事業者の行為とは違うということで、今回は対象としていないということでございます。

ただ、事業者がやった場合、ほかの似たような案件に効果が實際上及ぶというのは必要なことかと思われますので、この骨子でいいますと、3ページの③のアということで、本来的には適格消費者団体が自分の関わった案件について判決内容、背景から始め、消費者にいろいろ情報提供すると、当然なされるかと思えますけれども、行政も国民生活センターと連携して速やかに判決、和解の概要を公表、提供するというのを、要は情報提供という面で一生懸命やっつけていこうということでございます。

あと、管轄のお話もございましたけれども、これは種々御議論ございますが、やはり基本的に個別の事件を離れた差止訴訟というのがこの制度の性格ですので、個々の被害者がどこにいるというのは、必ずしも正当な理由とは限らないと考えております。

反面、結局被害のおそれがある可能性というところだと、抽象的に日本全国どこでも訴訟を起こせるということで、これは著しい弊害が生じかねないということで、これは事業者、消費者どちらに有利ということではございません。

営業所というのは、事業者もそこに営業所を構えて営業している以上は責任がございまずし、また、いろいろ営業の組織ですとか、そういう裁判に関係する人もそこら辺にいます。被害を受けるであろう消費者集団というのも営業所と密接な関連があるということで、事業者、消費者どちらに有利ということではなくて、国生審の中では中小企業に負担だとか、そういう声もございましたけれども、お互いが訴訟追行を尽くせるという公平性があると、そういうことも踏まえまして、普通裁判籍所在地、あと合意管轄に加えまして営業所というのを加えたものでございます。

それと、同一事件ということでございますが、まず理論的な整理としましては、既判力ではございませんで、まず、この差止請求権というのは、適格消費者団体に実体権として与えますけれども、それは無制限の権利ではございませんで、普通の私人というか、一般の私個人の権利というのは、その人のためにありますし、裁判でも途中でやる気がなくなったらやめる自由はあると思えますけれども、これは不特定多数の消費者の利益のために、まず与えられていると。

かつ、政策的には消費者みんなに与えるという考え方もあるんですが、この場合は適切に消費者利益を代表して、訴訟追行できるという適格性を有する人にだけ与えていると。そういう権利としての実体権としての特殊性があるということですので、基本的に自分の起こした訴訟については、訴訟追行を全力で消費者利益擁護のために尽くす必要があると。

そこで、裁判所という資源を使ったわけですので、その結果というのは、場合によっては適格消費者団体が負けるケースもあるのかもしれませんが、それは裁判所で消費

者契約法に照らして下された判断ということで、それにならうのが当然と。

むしろ、後訴を自由に認めるというのは、審理の重複ですとか、あるいはいつまでもその案件について判断が確定しないということで、消費者契約というか、取引もいつまでも不安定な状態にあるわけですから、ある意味消費者のためにもそれはよくないと。

そういうことで、なるべく一回的に紛争を解決するというで、原則認められないということでございます。

ただし、先ほど申しましたが、訴えが却下された場合など、裁判所で別に消費者契約法に照らした判断が下されていない場合ですとか、前の訴訟が適格消費者団体がわざと負けたと言いますか、あるいは事業者と通謀したとか、これは消費者利益に著しく反した訴訟追行が行われたと認定できる場合には、これはやはり消費者全体の利益ということに立ち返って、それはおかしかったということを明確に認定した上で、別訴、後訴も認めていいんではないかということでもあります。

ですから、既判力ではなくて、実体権上もともと無制限の権利ではございませんで、権利としての制約があるという整理でございます。

その際、他の適格団体が知らないところで困るのではないかと御心配の声もいただきましたけれども、それにつきまして、骨子の2ページ目のエということで、主要な行為、これは明確に何々という、例えば訴えの提起ですとか、例の事前警告とか、法律で限定列挙しようかと思っておりますけれども、自分が行為を起こしたというのは、他の適格団体に通知すると。この場合、適格消費者団体が、先ほど限定するかという話がありましたけれども、複数出てくることも当然、要件を満たす団体があればたくさん出てくることもあるし、少数かもしれませぬけれども、行き渡るように通知と。

通知する適格団体には負担にならないように、例えば共通の電子掲示板といいますか、パスワードみたいのを与えまして、要はそこに書き込めばいいようにするような措置も考えておまして、他の団体がどういう案件を扱っているかというのは、少なくとも端緒はわかるようにすると。

そして、より詳しく連携する必要があると思う場合は、当然相互連携というのはされると思っておりますけれども、法律上も相互連携に努めなさいと書いてありますけれども、やはり消費者全体の利益ということのためで、いろいろ情報提供し合ったりして協力して訴訟追行すべきではないかということでございます。

あと、骨子の冒頭で個別的・類型的ということですが、消費者団体訴訟制度は個別事件を離れた、そして恐らく類型的に消費者に対して広く不特定多数に拡散していくようなものが対象と考えられるところでありまして、その点、被害の発生拡大を、目的には余り長々と書けませんので、消費者契約法の目的自体にも個別的・事後的とはわざわざ書いていないわけですし、目的のところには被害の発生拡大を防ぐみたいな趣旨を書きつつ、差止請求権のところ、ある意味メルクマールも幾つかあるわけですが、不特定多数の消費者に対して消費者契約法何条というのが行われるおそれということで、不特定多

数、そして何条違反、そしておそれということで、ここで類型化されているという整理で
ございます。

とりあえず以上でございます。

○松本部部长 質問された方の中で、まだこの質問について答えをいただけていないとい
う部分がありましたら、今、補足いただきたいんですけども、大村委員、品川委員から
の質問に対しては、一通り答えが出たと考えていいですか。御意見の部分ではなくて、質
問の部分につきまして。

○大村（敦）委員 お答え自体はいただいていると思います。

○松本部部长 それでは、ほかに御質問、御意見がありましたら、どうぞ。

それでは、長田委員、山本委員お願いします。

○長田委員 幾つか質問なんですけど、まずその前に、この骨子でパブリック・コメントを
取りますが、そのときにはこういう形でこのまま出ると、ちょっとなかなかわかりにくい
というのが非常にあるということは申し上げておきたいと思います。

先ほど、何人かの先生からお話がありましたが、既判力の問題ではないんだという御説
明がありましたけれども、4ページの（注）の部分なんかは、大変わかりにくいような感
じがいたします。

それで、質問ですが、まず、2ページのところで、今、まさに回答の中に出ていまし
たけれども、（2）の①のエです。訴えの提起等の主要な行為について、通知をするとい
うことなんですけど、これはタイミング的なものを確認させていただきたいんですけど、提起す
る前に、大体事業者に向かって一週間の間隔が置いていますね。事業者に対して書面で請
求をして、その上、一週間後の経過後でなければ訴えられないということになっているわ
けなんですけれども、この提起等の主要な行為を他の適格消費者団体に電子掲示板、共通
掲示板に書き込むタイミングというのは、どの時点を考えておられるのかということ。

それから、当然電子掲示板だとすると、それを見ることができるのは、適格消費者団体
だけということで確認させていただいていいのかということ。

それから、内閣総理大臣への報告というのは、やはりこれと同じタイミングで報告をす
るのか、もしくは裁判が提起されてからするのかということか、その辺のところを少し細かく
具体的に教えていただきたいと思います。

それから、3ページの③のイなんですけれども、国民生活センターや地方公共団体から
の情報を一定限度内での「一定限度内」というのは、どういう限度内であるのかというの
を教えていただきたいということ。

それから、前の審議のときにも出ていたと思いますが、私も申し上げたような気がする
んですけど、国民生活センターと地方公共団体以外のところの国の省庁で相談を取っていら
っしゃるところがありますが、そういうところがお持ちの情報につきましては、提供を考
えていらっしゃるかどうかということをお教えいただきたいと思います。

同じ3ページの3の①の先ほどの事業者に対して書面による事前の請求をし、その書面

の到達時から一週間経過後と。再考の期間が必要だからというお話でしたけれども、前に事前交渉を義務づけなくてもいいのではないかという議論のところ、その相手が非常に問題の多い事業者で逃げられてしまうとか、いろんなことが想定できるのではないかという話があったような気がしたんですけれども、この一週間を待っているがために、事業者がいなくなるということはないのかということをおっしゃいました。

それから、4ページの4の罰則のところなんですけれども、先ほどの御説明の中では虚偽記載ということをおっしゃっておられましたけれども、それ以外に、その他所要の規定のところ、細かく書かれるのかもしれませんが、罰則はどういうものを想定していただけるのかということ。

前に消費者団体との懇談をさせていただいたときには、守秘義務のところに関しても御発言があったかと思っておりますけれども、そこを範囲とか、だれに対して罰則になるのかということももう少し確認をさせていただきたいと思っております。

全体に細かい要件のところははっきりしていない部分があるのでわかりにくいんですけども、これらの法律をつくるのと同時に、もう少し細かい基準のようなものをつくる予定があるのか、それはどういうタイミングでどういう形をつくっていくのかということも教えていただきたいと思います。

○松本部長 山本委員と芝原委員から御発言いただいた後で、事務局からまとめて御回答いただきたいと思います。

では、山本委員。

○山本委員 まず、全体としてハードルもいろいろある中で、これだけまとめ上げられたということに対し、敬意を表したいと思います。

いろいろこれまでの委員の御発言と重なる部分がございますので、なるべく重ならないような形、あるいは更に深めるような形で幾つか御質問ないし御意見を申し述べたいと思います。

まず、私が聞き漏らしたのかもしれませんが、4ページの4行目の確定判決等の等というのはどういうことか、聞き漏らしていたら恐縮ですが、もう一回後でお示しいただければと思います。

あと、御質問の中でもう既に出ているんですけれども、やはり同一事件というのがどういうことかということが問題になると思うんです。同一事件の範囲はどうも広く考えるということになりますと、実体権構成を取るという形で進んでいっているけれども、やはり訴訟担当的な発想が実質的には入り込んでしまっている。実体権を取ったということのよさがかなり削減されるということになってしまわないかという感じがするということです。

それと、やはり同一事件ということの見方によりますけれども、例えば我が国の最高裁の判例でも、ある行為あるいはある条項についての公序良俗に反するかどうかという判断の基準時は契約締結時点となっているんです。

したがって、ある同じ約款でもずっと同じ約款をずっと使っていて、ある段階ではそ

これは公序良俗に反しない、しかし、いろいろ時代環境も変わって、そして判断が変わることがありますね。判例変更とか、そういう場合に同一事件ということ余りに広く考えると、一回過去何十年前に負けたら、ずっと団体訴権では問題提起できない、そこまでは恐らく考えておられないと思うんですけれども、やはり同一事件という言葉はどう考えるかというのは、依然としてあいまいで、そこが重要なのではないかと思います。

仮に、いろんな制約でこういうようなルールを設けなければいけないとなっても、そこはアンリーズナブルな形の運用しかできないという形で、余りかたく考えていただかない方がよろしいのではないかと。制度運用の中でのなるべくリーズナブルな解釈的な対応が可能になるような形で是非まとめていただきたい。

できれば、制度としても、なおいろんな委員の御意見が出ていますので、それを斟酌して、国際的に見て団体訴権の一定の型というものがありますので、それと非常に反するようなことになるのだとすると残念な感じがします。そして、これが大村委員の御発言でしたか、団体訴訟というものかなり基本的な性格に関わるような問題のような感じもしますので、なお御検討をお願いしたいということです。

ちなみに、もう一言申しますと、紛争の一回的解決、これはまさに重要なことでありますけれども、しょせんそれはかなり難しい問題だと、かなり達成が難しいという感じがするわけです。

というのは、個別訴訟というのは、提起することを防ぐことはできませんので、個別訴訟でいろいろ消費者が約款なり、あるいは同種の勧誘行為について訴訟を提起すると、これは防げないわけです。そして、団体訴権である消費者団体が負けたけれども、別の個別訴訟で別の判決が出るということはありません。

そうした場合に、別の判決が出てもやはり同一事件ということ広く解して、やはり再度の提起ができないのかという問題もあるような感じがしますので、なお検討を要するさまざまな問題があるような感じもすると同時に、さっき申しましたように、この段階で余りかたく制約しないで、リーズナブルな運用ができるような、そういう形で是非持っていていただければよいのではないかと感ずるということでございます。

○松本部会長 芝原委員どうぞ。

○芝原委員 全体を拝見しまして、ほかの先生方もおっしゃっていましたが、非常によくまとまっていると思います。

私からは、ほかの委員の方々の御意見と違うところ1点だけ言わせていただきます。

適格消費者団体の認定等のところと、差止請求関係業務等及びその監督等のところに関わるところなんです、2ページ目の(2)のすぐ上のカのところ経理的基礎を有するというのが大事な適格要件になっておりまして、この議論は前回の部会での御議論ということで理解しております。

ところが、消費者団体というのは、なかなか財政的基盤を確立するというのは難しい面があるというのは重々承知しているんですが、今回、選ばれた、訴訟する特別な権利を付

与される団体が幾つかできるわけですが、是非経理的基盤はきちんとしてほしいんですが、収入をどういうふうに求めるかという点について、監督等のところに少しくぎを刺していただけないか。

要するに、事業者や事業者団体が悪いことをしたのを訴えようという団体、高邁な理想を掲げてするわけです。ですから、事業者に対して、いつもクリーンというか、切っ先鋭くしてほしいと、市民としましてこういう思いがあるわけです。

それが、ある特定の業界団体から寄附をもらったり、ましてやある事業者から寄附をもらったり、そういう団体はないと思うんですが、人的には2ページの上の方のエに3分の1とか2分の1要件とかあるんですが、給与とか出向とか、そういうのをどういうふうにするのかわかりませんが、寄附であるとか、その他の事業のところでは団体訴権以外の、例えば環境に関する公益事業とか、そういうところも含めて、個人の消費者や消費者団体からの寄附は大いにいいと思うんですが、事業者からというのが、もしあるとしたら、これはざるになるんじゃないかと。結局、切っ先が鈍くなる方向になるんじゃないかという心配をしております。

この辺、前の議論でどういうことだったのか私はわかりませんが、もし御審議があったら教えていただきたいし、その辺はまだということでしたら、是非何とか盛り込めないかということを検討いただければと思います。

以上です。

○松本部長 それでは、事務局からお願いします。

○鈴木消費者団体訴訟制度検討室長 それでは、まず通知のタイミングということでしたが、2ページの(2)の①のエですが、これはさっきの事前警告ですとか、訴えの提起をした後速やかにということ、速やかにとか、遅滞なくという表現だと思いますが、した後に速やかにということ、例えば手法としてさっき電子掲示板というのを申し上げましたけれども、そこに何行か書き込むだけのイメージですので、その日か翌日ぐらいにはしていただけるものと考えています。

また、これは適格消費者団体だけが、勿論いろいろ個人のプライバシーとか入っているんでしょから、まだ判決も出ていませんし、適格消費者団体だけが見られるということでございます。行政も同じタイミングで報告ということを考えております。

それと、P I O - N E T情報ですけれども、要はどこまで提供できるかというのは種々御議論がございますが、まずP I O - N E T情報のどこまでというのは、具体的には内閣府令で定めたいと思っておりますが、弁護士会照会ですとか、裁判所の調査嘱託ですとか、既存の提供されている範囲を参考にしながら適正に決めていくということを用意しております。

あとは、3ページの仮処分ですけれども、これは括弧書きで書いてございますように、事業者が拒んだ場合、口頭で拒む場合もあるでしょうし、むしろ問題としている行為をぐんぐん急拡大させると、そういう客観的に明らかな場合にも拒んだというのに当たると考

えておりまして、そういう範囲内で運用されると考えています。

あと、4ページの罰則でございますが、これは罰則という性格からしまして、まず構成要件がはっきりしないと、罰則ですのはいけないということで、まず条文化がかなり進んでから所要の政府内の関係部局と詰めるということになるかと思っております、さっきの虚偽記載というのは、ほかの例でいろいろそういうのが多うございますので例示しましたけれども、条文化のむしろ終わりの方で、かなり条文が詰まった段階で政府内で一応確定させるということだと思っております。

細部につきましては、内閣府令ですとか、あとガイドラインですとか、ガイドラインというのも最近行政手続法に基づきまして、認定する審査基準ですとか、取消し等不利益を課す処分というのは、定めた上で公にすることとなっております、これもガイドラインという何の法的根拠もないものではなくて、法律に基づく内閣総理大臣の運用の基準として定めるということで、基本的には法律成立後ということになるかと思いますが、勿論その過程でいろいろ立法府での審議ですとか、そういうものでこうすべきだという指針といいますか、方向性というのは見えるものもかなりあるかと思っておりますので、そういうものを踏まえながら、法律成立後速やかに策定したいということでございます。

あと、山本委員からございました同一事件ということですが、まず「等」ということですが、これは確定判決と同一の効力を有するものということとして、裁判上の和解ですとか、そういうものが入るかと思っております。

あと、厳格過ぎない運用ということですが、まず同一事件と言いましても、口頭弁論終結後の事情に基づく訴訟というのは同一とは考えておりません、ですから口頭弁論終結後に生じた事由に基づくものは同一というものに当てはまらなないと、現時点で考えているところでございます。

そして、先ほど来申しているような趣旨を踏まえて、今後適正に条文化を図っていきたいと考えております。

あと、経理的基礎ですが、これは法律上は経理的基礎としかなかなか書きようがないので書けないと思います。消費者団体の性格からしまして、会費ですとか、寄附金ですとか、あるいはお金ではなくてボランティアの活動をいただくという面で収支バランス、それをどう表現するかはなかなか難しいんですけれども、それは今申しましたガイドラインといいますか、審査基準なりで決められることになるかと思っておりますけれども、要は少なくとも3年間はきちんと仕事をしてもらう、業務を遂行される必要がございますので、訴訟ですとか、事前交渉、それを頓挫することなくというか、むしろ積極的というか、適正に遂行できるというのを念頭に、ガイドライン、審査基準というので適正に定めていきたいと思っております。

事業者からの寄附金につきましては、国生審の議論では、当初は理事会とかのほかに構成員ですとか、職員、いろいろ構成ですとか、規制するという話もあったかと思うんですが、最終的には理事会のところをいろいろ縛ろうじゃないかという結論だったかと

思います。

というのは、事業者というのは、この法律に関しましては、普通の業法と違いまして、余りに広いと。つまり、ちょっと事業をやっているれば非営利もそうですし、弁護士さんもそうですし、余りに事業者というのは広過ぎて、事業者排除というのはなかなか難しいということもございまして、まず理事会の意思決定機関をきっちり縛ると。

ですから、構成員とか、寄附金というのは、法律上何々してはだめという規律はないわけですけども、その代わりといいますか、3ページの②のAの冒頭にございますが、寄附金の明細、これは勿論若干の足切りはあるかと思えますけれども、かなりの低額からすべて公表することを始め、およそすべてガラス張りにするというところで、この団体はおかしくないというのを国民全体で監視していくと。

勿論、適格消費者団体がそれぞれの定款なり何なりで、例えばどの事業者からは年間何万以上はもらわないですとか、寄附金も一人何口とか、そういう自己規律を果たしていくのは好ましいといえますか、一つの方策だと、そういう考え方でいいますが、国生審の考え方を具体化すると、そういうことになるのかなと事務局では理解しております。

以上です。

○松本部会長 では、山口委員、三木委員どうぞ。

○山口委員 簡単に2点だけもう一回言わせていただきたいんですが、一番考えられる差止めのパターンは、別紙文言に基づく契約の勧誘をしてはならないとか、あるいは別紙インターネットの文言に基づく契約はしてはならないとか、こういうパターンだと思うんです。

そうした場合に、勧誘というのは、今、この御時世では、直接会ってということよりも、むしろインターネットとか、ダイレクトメールとか、そういうのが多いと思うんです。

そうしますと、どこでも起こせるとかえって弊害が大きいどころか、北海道の業者が東京で商売するというのは十分考えられるので、本当に実際の事業者の事業活動を行うところと管轄をちゃんとしないと、必ず問題が起こると思います。これは是非考えていただきたいと思います。

逆に、事業者側を困らせるような、わざわざ遠いところで消費者団体が訴訟を起こしたら、4ページの図利加害目的の請求にそれ自体が該当すると思うんです。その意味では、実際に切実に問題が起こっているところで裁判を起こせるようにしないと、何といえますか、この制度は本当に絵に描いた餅になりかねないので、是非再考をいただきたいと思えます。

もう一つは、これは実際に私ども4、5年前あるいは数年前にドイツなどに行くと、消費者団体がうちは4勝3敗だった、おたくはどうだ、うちは5勝2敗だったとか言って、結構何勝何敗ということでやっているわけです。やはりそういうふうにしめせんと、負けたらえらいこっちゃというようなものすごい負荷を持った形でしか訴訟が起こせないということになると大変なことになると思うんです。

事業者の方は、これこれのはがきで、あるいはダイレクトメールで勧誘してはならぬという場合に、例えば空前絶後の安い値段という勧誘はがきがあったとして、それで差止めになった場合は、空前の安い値段とちょっと表現を変えれば、差止めの対象から外すことができるんです。

つまり、事業者側は負けてもそんなにダメージはない。ところが消費者団体の方は1回負けると、事業者団体からこれは同一訴訟じゃないかとか、ああでもない、こうでもないという入口で永遠とやらされますよ。

その意味では、実務のことを考えますと、(b)の制限は非常に大きいと思いますので、是非再考いただきたいと思います。

○松本部会長 三木委員どうぞ。

○三木委員 全体として大変よく御検討されていて精緻な形ででき上がっていると思います。その点に関しては、私も敬意を表したいと思います。2点だけ申し上げたいと思います。

1点は、管轄の関係ですが、これについては本日も幾つかの御意見が出ておりますけれども、この点は検討委員会の際にも多くの方からも種々御意見が出て、また前期の部会でも議論がかなり尽くされたところでして、前期の部会の最終案としましては、被告の住所地等、合意・応訴管轄だけが明示されていて、その後についてはなお検討するということだったんですけれども、それが営業所管轄が加わって、両論の御意見がありますが、比較的多くの方が納得できる範囲に収まったのではないかと思います。

行為地管轄については、多くの方からその問題点も種々御指摘のあるところでありますから、勿論あえてここでは申しませんけれども、こういう形で整理されたということには十分な合理性があると考えます。

もう一点、こちらの方は私もやや疑問がある、あるいはこれからの法律案を詰める段階で慎重な検討をしていただきたいと思うところではありますが、これも何人の方から御指摘があった4ページの⑤の(注)(b)の同一事件の請求が原則としてできないという部分であります。

既判力の拡張という考え方を取ったわけではないんだという御説明がありましたが、しかし、判決の確定に基づいて同じ事件の請求はできなくなるというのは、それ自体はまさに既判力と同じことのように聞こえて、一体どこが既判力の拡張と違うのかというところの整理がきちんとできているのかなという疑問を持っておりました。

しかし、それでも実体権の考えだということであつたんですけれども、先ほどのお答えの中で同一事件といっても前訴判決の口頭弁論終結時以後に生じた新事由については、これは同一事件とはならないんだという御説明は、これはいわゆる既判力の時的限界の話でありまして、やはりこれは既判力と考えるのとどこが違うのかという気が、なお一層深くなりました。実体権がもともとないんだという構成であれば、口頭弁論終結時、いわゆる時的限界あるいは既判力の標準時で画するということの説明がどこでつくのかよ

くわかりませんので、やはりその点はまだ詰められていないのではないかという疑問を持っております。

しかし、結論としては、同一事件を過度に厳格に考えないということがお立場のようですから、その点はまさにその方向でいいと思うんですけれども、しかし今のままの構成では、やはり同一事件ということで既判力の拡張と変わらない運用がされてしまうのではないかという危惧は拭えないところでございます。

また、仮に同一事件の考え方をどう法制度的に仕組んでいくかにもよりますが、仮にこのような規定を置くとすれば、ある団体が現在訴訟進行していると。他の団体から見たら、これが通謀しているとか、なれ合い訴訟までは行かないけれども、不十分な訴訟だと思えば、後にこの判決確定後に別訴は起こせないわけですから、この訴訟に何らかの形で介入していかないと、他の団体の意図は達せられないと。

そうすると、結局訴訟参加を考えることになる、訴訟外での働きかけというのを別にすれば、訴訟参加を考えなければならない。

その場合に、現行の民事訴訟法の規定を生で適用しますと、独立訴訟参加ができるかどうかは、やや疑問である。なれ合い訴訟であれば詐害防止参加ができますけれども、そこに至っていない場合には、独立訴訟参加というのはやや難しい面がある。そうすると、補助参加だけになってしまいますけれども、補助参加ですと、既に訴えを起こしている団体の訴訟進行と矛盾する行為ができなくなりますから、補助参加の場合には限界があると。

そういうことを考えますと、こういう制度を置くのであれば、参加制度に関する特則のようなことも考える必要があるのかとか、種々疑問が出てきます。私はそういう規定を置いた方がいいという趣旨ではありませんで、やはり（b）の規定の置き方については十分に慎重にやっていただきたいという気がいたします。

もともと検討委員会でも前期の国生審でも濫用的な訴えによる蒸し返しまで自由に許していいとは思ってない委員が多かったと思いますけれども、それが濫用というものを超えて過剰な効果を及ぼすようになるということにならないようお願いしたいというのが意見であります。

以上です。

○松本部長 長田委員どうぞ。

○長田委員 済みません、先ほど1点お答えをいただけなかったことがありまして、3ページの③のイのところのP I O - N E T情報の提供以外の金融庁や総務省、いろんなところが持っていらっしゃる情報についての提供の件。

それから、済みません、下のウのところなんですが「政党又は政治的目的のために利用してはならない」。政党のところはよくわかりますが、政治的目的というのは、どういう範囲のことを言っているのか、ちょっと教えてください。

○松本部長 どうぞ。

○鈴木消費者団体訴訟制度検討室長 情報提供の部分ですけれども、この法律で全国一律

的に置く規定としては国セン、そして地方公共団体の持っているP I O - N E T情報の一定限度内ということで、法律上の規定を置くことによって、国センや地方公共団体が提供してもいいと判断された場合には提供できるようにすると。

これは、勿論範囲というのは種々御議論あるかと思うんですけども、自分の苦情相談ということで、裁判に使っていいということで、基本的に直接収集されたものではありませんし、P I O - N E Tほど類型化されているかということ、そうではなくて、契約書にする個別性の非常に強いものということで、そういうものを提供して、一律に法律で提供していいかということ、これはそれぞれの法律の範囲内ですとか、条例の範囲内ですとか、あるいは適法な範囲、あるいは相談した個別の消費者の同意をその機関で、例えば地方公共団体に相談があったら消費者の同意を取り付けられたら出すというのは勿論許されると思いますけれども、法律で一律上できるという根拠を置くのはP I O - N E T情報ということで、その他の情報を提供してはいけないとか、そういうことは言っていませんで、そこは一般原則といいますか、一般法どおりという整理でございます。

それと、政党、政治的目的というのは、通常、政党というのは政党ということですが、政治的目的というのは、いろんなところで出てくるんですけども、ここも解釈というか、それこそ国民の皆さんがどこまでなら信頼できるということに関わって、どこまで監督というか、規制するかということに関わってくるかと思えますけれども、政治的目的というのは政党以外の、政党ではない候補者もいるでしょうし、あるいは地方公共団体の首長さんですとか、あるいは特定の内閣ですとか、そういうのを支持したり、逆に反対してはいけないというのが典型的な類型行為ですし、国家公務員法なんかですと、人事院規則などで整理されているわけですけども、要はこの団体といいますか、この団体が世の中に信頼される制度として発足しなければいけないと思えますので、やはり国民の皆さんがどう思うかに非常に関わってくると思えますけれども、典型的にいけないのは、そういう選挙などで特定の候補者を支持したり、反対したりする行為と。

あと、勿論適格消費者団体の制度を自分で運用してみたいと思いますか、あるいは内閣総理大臣に監督されてみて、こういう点が不都合だというのは種々お気づきになる点はあるかと思えますけれども、そういうのを政府に申し入れたり、あるいは国会議員の方に申し入れしたりするというのは、これは許されるのではないかと。その中間的なものというのは、まさに国民の皆さんの信頼感というのが非常に重要だと思ひまして、今後パブコメですとか、国会審議の動向なども参考にしながら目安というものを考えていきたいと思ひます。

○松本部会長 いろいろ御意見いただきましたが、私も1点だけ、4ページの(注)(b)、非常にいろんな意見が集中した部分につきまして、一言申し上げて、事務局でお考えいただきたいことがございます。

それは、消費者団体がある訴訟を起こして敗訴した場合の敗訴パターンといひましようか、敗訴する理由は幾つかあると思うんです。

1つは、法律的な評価で負けたという場合で、ある種の約款が消費者の利益を一方的に害するかどうか、あるいは信義誠実の原則に反するかどうかという評価の面で負けたという場合。

それから、事実の部分で証明できなくて負けたという場合。例えば、不当勧誘の場合ですと、当該不当勧誘の事実はなかったんだと裁判所が認定した上で差止請求棄却ということになった場合に、もうこれで大手を振るって当該悪質勧誘をやっても二度と差し止められないということになれば、それは非常におかしなことだろうと思うんです。ですから、その2つは分けて考えていただきたいということ。

それから、恐らくその中間的なものになるかと思われるのが、特定のパンフレットを使って勧誘している場合の、そのパンフレットに書かれているある事柄が、これは事実ではないと、例えば健康食品だとか、エステだとか非常に誇大な効果が書かれているような場合に、これは事実ではない、不実であるという証明がある原告団体はその裁判ではできなくて、結果として負けたから差止請求は認められなかったということで、ところが実はほかに証拠があって、それはうそだということのを別の団体であれば証明できるとかいう場合が真ん中に入ってくるんじゃないかと思うんです。

あるパンフレットを使って勧誘しているからやめろという訴訟を起こされて、実はそのパンフレットは印刷はしたけれども使っていないんだということで消費者団体が負けた場合に、被告事業者として、ではこれで大手を振るって、この不当なパンフレットを使って勧誘してもいいんだということになるのもおかしいですから、敗訴の理由に応じて少し書き分けるとか、そういうことをせめてしていただかないと、ちょっと問題が出てくるかなと思います。これは、恐らく同一事件とは何かということにも関わってくるかと思います。

どうぞ。

○三木委員 先ほど言い忘れたので、ついでですから一点だけ付け加えますと、先ほど山口委員から、例えば勧誘の差止めの場合に、ちょっと文言を変えたらどうなるんだという話がありましたが、我々は検討委員会とかの段階では、そういうケースは、いわゆる核心説とか安全距離の理論と呼ばれるもので、判決効の範囲を拡張されるという形で処理できるんだと考えていたわけです。

そうすると、この同一事件という場合に、判決そのもののことを指すのか、核心説とか安全距離の理論で広がっている部分までとらえるのか、そういうことまで問題になってくるので、このような規律の仕方は大変難しい部分があるということをつけ加えておきたいと思います。

○松本部会長 大村委員どうぞ。

○大村（敦）委員 鈴木室長を始め、皆様、事務局の方々、御苦勞の結果のとりまとめだと思いますけれども、更に考えていただく際の参考に供するために2点申し上げます。

1つは、松本部会長が先ほどおっしゃった件ですけれども、特に証拠の点で当事者がなれ合い訴訟で負けてしまったというときに、後でそれは十分に訴訟追行が行われていない

からだということで蒸し返しをされるということはあるような感じがいたします。最初の訴訟は終わってしまっていて、片づいているはずなのに、しかしそれが妥当でなかったということで後で、言わば前訴をもう一度審理する形で、別の裁判で争うということにせざるを得ないと思うのです。

それを避けるには、やはり最初の訴訟でなれ合いが起きないような対策を取っていくということが必要なのではないかなと思いますので、訴訟法的な論理で解決するのか、あるいは実体的な論理で解決するのか、解決の仕方はどちらにしても難しいところがあると思いますけれども、なお、お考えをいただければと思います。

それから、今の同一事件ということと絡むのかどうかわかりませんが、差止めの基準について念のために確認したいと思います。1ページの「1 差止請求権」というところでは、消費者契約法の幾つかの規定に当たるような勧誘行為ないし意思表示を現に行いまたは行うおそれがあるとき、そのときには差止請求ができるということですが、この要件さえ満たせば、それで差止請求ができるということなののでしょうか。それとも、更に差止めの必要性のような要件がこれに加わるけれども、それは差止請求には常にある話なので、わざわざ書かないということなののでしょうか。

このことは、山口委員が最初に御発言になった民法の詐欺や強迫をどうするかということとも関連しそうな感じがいたします。民法上、詐欺や強迫に当たるという場合に、同時に消費者契約法の4条にも当たるという場合はあるわけです。にもかかわらず、詐欺や強迫を原告側が主張したいというのは、その行為の違法性について、消費者契約法の場合とは違う強い違法性があるんだという主張をしたいということではないかと思うのです。その受け皿が、この骨子には表われていないわけですが、それは訴訟上、当然に考慮されると、そういうことなののでしょうか。これは質問です。

○松本部会長 では、質問の部分についてどうぞ。

○鈴木消費者団体訴訟制度検討室長 差止請求権の要件ですが、ここはある意味、この条文に尽きていまして、まず1つは、何々法違反というのが、まず一番重要で、消費者契約法4条1項から3項違反に該当する行為、あるいは8条から10条に該当する行為と、まずこれが大元の要件なわけですが、その上で、まず事業者がしていると。かつ、不特定多数の消費者に対してしていると。つまり、ここでは個別の事件を離れているということ。つまり、被害がぱっと拡散するような認定が必要なわけですが、プラスおそれということで、おそれというのは種々の差止訴訟で裁判でもいろいろ判断類型というのが定着してきていますので、蓋然性という意味ですが、そういうところで適正に判断される。

あと、差止訴訟については、個別訴訟とは離れていますので、あくまで裁判で考慮されるのは消費者契約法違反に該当しているかどうかということになるかと思っております。

以上です。

○松本部会長 大村委員どうぞ。

○大村（多）委員 多数の委員の方が長い間の議論を踏まえた上での成果物であるということの評価したいと思います。個別の小さな点は別にしまして、そういう意味で基本的に労作で、権利の帰属主体ではない団体が本来訴訟を提起することができるという大変従来の法制度から見て極めて異質など申しますか、革新的な制度を入れるということをございまして、したがって、やはり広く国民から信頼されるとか、濫用がない制度としてスタートしていただきたいと、こういうことをずっと申し上げ続けておりました。

基本的には、その考え方というのは、法律案骨子に反映されていると思います。私ちょっと今、気になったのは、これも済んだ議論だと思っていたんですが、要するにそもそも裁判とは何であるかということについても議論をいっぱいしました。それはやはり裁判とは証拠であると。しかも、その証拠を裁判官の裁判指揮の下に証拠を出しなさいとか、こういう形でやって、それで判決で例えば事業者が勝ったとします。勝つということは事業者が逃げも隠れもしないで堂々と闘ったことを意味するわけです。

一方、適格消費者団体は国家から特別な権利を与えられて、特別なスタッフを持っていて、そういう人たちと闘って勝ったら、いやいやあのとき証拠を出し損ねたからもう一回裁判を、別の団体からやらせると、こういうことはないでしょうと、それでは民事訴訟制度の崩壊じゃないかというような議論もさせていただいた上で、今、こういう弊害防止の施策が取られているわけです。

一部の委員の方が例に挙げられる、なかなか証拠が取れないじゃないかと、そのような、いわゆるアングラ業者の場合には、そもそも裁判に来ないでしょうし、欠席裁判でみなしで勝つでしょうから、そもそも議論にはならないのです。

議論となるのは、きちんと闘って、徹底的に裁判官の訴訟指揮の下に、証拠固めをやった結果、事業者の方が正しいとなったときに、別の適格消費者団体がもう一回紛争を蒸し返しできると、そういうのがこの制度の趣旨だとしたら、そういう制度は受け入れられません。だから、そうならないようにということで、現在の骨子が出ているということで、私は、従来の1年半、2年の議論を踏まえた上でこれが出ていると理解していますので、それを根本から覆すような発想となると、これは大変なことだと思いますので、その点申し上げます。

以上です。

○松本部会長 さまざまな御意見がまだまだおありでしょうし、これを更に法律の文章に書き下ろしていくと、もっといろんな議論が出てくるかと思いますが、本日は、時間も若干超過しておりますので、この部会としての骨子についての審議はこれぐらいということにさせていただきたいと思います。

部会長といたしましては、内閣府に対して、ただいまの部会委員の皆様から示された御意見や、これが今後パブリック・コメントにかけられて国民の皆様から寄せられる意見を踏まえて、適切な内容の法律案づくりに従事していただくということをお願いしたいと思います。

では、最後に事務局から連絡事項をしてください。

○服部消費者企画課長 次回の部会の日程でございますが、2月から3月にかけて開催することを予定しておりますが、詳細については追って御連絡を差し上げたいと存じます。

○松本部会長 それでは、時間を超過いたしまして誠に申し訳ございませんでした。本日は、これにて閉会とさせていただきます。